

# 〔試訳〕財務報告における情報の重要性の評価に関する 米国証券取引委員会スタッフ会計広報第99号 (SEC Staff Accounting Bulletin No. 99)

藤 林 大 地

本資料は、1999年に発行された財務報告における情報の重要性の評価に関する米国証券取引委員会のスタッフ会計広報第99号（U.S. Securities and Exchange Commission, Staff Accounting Bulletin No. 99, 64 Fed. Reg. 45,150（Aug. 12, 1999））の邦訳である。連絡先などの本質的ではない内容および財務諸表における重要ではない不実表示は法的に許容されるかという問題に係る「2. 意図的な重要ではない不実表示」については訳出を省略している。

本スタッフ会計広報が発行された背景には次のような事情があった。すなわち、米国証券取引委員会の当時の委員長であったArthur Levittは、1998年9月の「The 'Numbers Game'」と題した著名な講演<sup>†</sup>において財務報告に関する種々の問題を指摘し、重要性（Materiality）に関しても、一定の割合的基準を裁量的に設定して不実表示の重要性を否定するなどの「重要性の概念の濫用が見られる」と述べ、会社の業績に関する情報が市場に対して適切に開示されていないことに懸念を示した。そして、同委員長は、重要性の評価においては定量的要素だけでなく定性的要素の考慮も必要であることを示すガイダンスを発行するようにスタッフに依頼したことを明らかにした。本スタッフ会計広報は、かかる依頼を受けて発行されたものである。

---

<sup>†</sup> ) Remarks by Chairman Arthur Levitt, "The 'Numbers Game'", N.Y.U. Center for Law and Business (Sep. 28, 1998), available at <https://www.sec.gov/news/speech/speecharchive/1998/spch220.txt>.

なお、過年度の不実表示が当期の財務諸表に与える影響の評価に関するガイダンスとして、2006年にスタッフ会計広報第108号（Staff Accounting Bulletin No. 108, 88 S.E.C. Docket 2831 (Sept. 13, 2006)）が発行されている。

証券取引委員会

17 CFR Part 211

[Release No. SAB 99]

スタッフ会計広報第99号

1999年8月12日

**行政機関：**証券取引委員会

**処分：**スタッフ会計広報の発行

**概要：**本スタッフ会計広報は、財務諸表の作成および監査の実施における重要性の評価に際して特定の定量的基準に排他的に依拠することは不適切であるというスタッフの見解を表明するものである。すなわち、不実表示は、数値的基準を充足しないというだけの理由で重要性が否定される訳ではない。

**効力発生日：**1999年8月12日

**補足的情報：**本スタッフ会計広報における見解は、証券取引委員会の規則または解釈ではなく、証券取引委員会の正式な承認を得て発行されたものでもない。本スタッフ会計広報は、連邦証券諸法の開示規制の施行において企業金融局および主任会計官室が採用する解釈および実務を示すものである。

## **PART 211—[改正]**

連邦規則集のTitle 17のPart 211は、Subpart BのTableへのスタッフ会計広報第99号の追加により改正される。

### **スタッフ会計広報第99号**

スタッフは、スタッフ会計広報シリーズのTopic 1にSection Mを追加する。“重要性”という表題の付されたSection Mは、証券取引委員会に提出される財務諸表の作成および監査の実施における重要性の基準の適用に関するガイダンスを提供するものである。

スタッフ会計広報  
Topic 1：財務諸表

\* \* \* \* \*

M. 重要性

#### **1. 重要性の評価**

**事実：**財務責任者または登録者の独立監査人は、年次財務諸表の作成または監査の過程において、登録者の財務諸表における複数の不実表示の存在

を認識した。当該不実表示は合算すると、純利益を4%過大に、また1株当たり利益を2セント(4%)過大に表示するものであった。財務責任者および独立監査人は、登録者の連結財務諸表において5%を超える不実表示がなされている項目が存在しないため、一般に認められた会計原則からの逸脱は重要ではなく、また当該会計処理は容認されると結論付けた<sup>1)</sup>。

質問：財務会計基準審議会が採択している各財務会計基準書は、「本財務会計基準書の規定を重要ではない項目に適用する必要はない」と述べている。スタッフの見解では、額および項目が財務諸表にとって重要であるかを判断するために財務責任者または財務諸表の監査人によって設定された割会的基準を下回る項目の非重要性を登録者または監査人が指定することは可能か？

解釈的回答：可能ではない。スタッフは、一定の登録者が財務諸表の作成に資するように時間をかけて“経験則”として定量的基準を発達させてきたこと、および、監査人も登録者の財務諸表の利用者にとってある項目が重要となり得るかの評価においてそれらの基準を用いていることを認識している。具体的には、ある経験則は、ある項目の不実表示または省略<sup>2)</sup>は、上級経営者による自己取引または横領といった格別甚だしい周辺事情が存在

- 1) 米国公認会計士協会の監査基準書集〔訳者注：American Institute of Certified Public Accountants, Codification of Statements on Auditing Standards〕の第312節「監査の実施における監査リスクおよび重要性」は、(a) 監査の計画および範囲の設定ならびに (b) 全体としての財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠しており、すべての重要な点について適正に表示されているかの評価の双方において、監査人は監査リスクおよび重要性を検討しなければならないと指摘している。本スタッフ会計広報の目的は、財務責任者および独立監査人に対して、監査の過程または財務諸表の作成（すなわち、上記の (b)）において確認された不実表示の重要性の評価に関するガイダンスを提供することにある。他の要素が適用され得るところ、本スタッフ会計広報は、監査人の独立性の評価といった他の文脈における“重要性”の評価のための最終的なガイダンスの提供を意図していない。財務の表示について規定するその他の規則が存在する場合がある。例えば、1940年投資会社法規則2a-4参照。
- 2) 本スタッフ会計広報において用いている通り、“不実表示”または“省略”は、一般に認められた会計原則に準拠していない財務諸表上の主張を指す。

しない場合、5%基準を充足しないのであれば重要性が否定されることを示唆する。スタッフは、何らかの割合的基準または数値的基準に排他的に依拠することについて会計に関する文献または法に根拠が存在しないことを登録者および財務諸表の監査人に指摘する。

数値的基準としての5%といった割合の利用は、すべての関連する事情を検討せずとも、登録者の財務諸表における個々の項目に関する特定の割合を下回る逸脱は重要とは評価されないであろうという予備的な推測の根拠を提供し得る。スタッフは、重要性の評価の第一歩としてのそのような“経験則”に異議を唱えるものではない。しかし、不実表示の規模を割合として定量化することは、重要性の分析の始まりに過ぎない。すなわち、すべての関連する検討事項の完全な分析の代替とはなり得ない。

重要性は、登録者の財務諸表の利用者に対する項目の重大性に関わるものである。合理的な者がそれを重要であると判断するであろう実質的な可能性が存在する場合、当該事柄は“重要”である。財務会計基準審議会は、財務会計諸概念に関するステートメント第2号において、重要性という概念の本質を次のように述べた。

「財務報告の項目の省略または不実表示は、周辺事情に照らして、当該財務報告に依拠する合理的な者の判断が当該項目の記載または訂正によって変更されることまたは影響を受けることが考えられるほど当該項目の規模が大きいと判断される場合、重要である<sup>3)</sup>。」

---

3) 財務会計基準審議会「財務会計諸概念に関するステートメント第2号—会計情報の質的特徴」第132節(1980年)〔訳者注：Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, Qualitative Characteristics of Accounting Information, 132 (1980). 同ステートメントの邦訳として、平松一夫=広瀬義州訳『FASB 財務会計概念の諸概念〔増補版〕』47-144頁(中央経済社、2002年)参照〕。同ステートメントの用語集の「重要性」も参照。

会計に関する文献における当該定式化は、連邦証券諸法の解釈において裁判所が用いた定式化と実質的に同内容である。連邦最高裁判所は、ある事実について次の場合に重要性が肯定されることになると判示した。

「合理的な投資者が当該事実について利用可能な情報の“総体”の重大な変更を齎すものであると考えるであろう実質的な可能性」が存在する場合<sup>4)</sup>

かかる指導原理の下、重要性の評価においては、会計に関する文献によれば、“周辺事情”という文脈との関係で、あるいは連邦最高裁判所によれば、情報の“総体”という文脈との関係で、当該事実を観察することが要求される。財務諸表の項目の不実表示という文脈においては、“総体”には、当該不実表示の数値的規模または割合的規模が含まれるが、財務諸表の利用者が当該項目を見るであろう実際の文脈も含まれる。重要性の分析に係る会計に関する文献および監査に関する文献における端的な指摘は、財務責任者および監査人は項目の重要性の評価において“定量的”要素および“定性的”要素の双方を検討しなければならないというものである<sup>5)</sup>。司法判断、証券取引委員会の規則およびエンフォースメント措置ならびに会計に関する文献および監査に関する文献はすべて<sup>6)</sup>、種々の文脈において、“定性的”

---

4) TSC Industries v. Northway, Inc., 426 U.S. 438, 449 (1976). また、Basic, Inc. v. Levinson, 485 U.S. 224 (1988) 参照。連邦最高裁判所が指摘したように、重要性の判断においては、「合理的な株主」が問題の一連の事実から導くであろう推測に対する繊細な評価、および、当該推測の当該株主にとっての重大性に対する繊細な評価」が必要となる。TSC Industries, 426 U.S. at 450.

5) 例えば、財務会計諸概念に関するステートメント第2号第123節～第124節、監査基準書集第312.10節（「……重要性の判断は、周辺事情に照らしてなされるものであり、必然的に定量的検討および定性的検討の双方を伴うことになる」）、監査基準書集第312.34節（「不実表示が重要であるかについて判断を下す際、定性的検討も監査人に影響を与えることになる」）参照。会計に関する文献および本スタッフ会計広報において用いられている通り、“定性的な”重要性は、財務諸表全体に対する投資者の評価に関する情報を提供する周辺事情を参照する。諸事象が非財務的理由によって投資者に対して重要となり得るかという問題については、本スタッフ会計広報は取り上げない。

要素を考慮している。

財務会計基準審議会は、重要性を数方程式に単純化することはできないと長年強調してきた。財務会計基準審議会は、財務会計諸概念に関するステートメント第2号において、種々の状況に対応した重要性の定量的な指針の公表を一部の者が要請していることに言及した。財務会計基準審議会は、“少数派の見解”に過ぎないとして当該アプローチを退け、次のように指摘した。

「重要性の判断はすべての事実を認識している者のみが適切になし得るというのが支配的な見解である。当審議会の現在の見解は、経験を積んだ者が判断に組み込むすべての検討事項を考慮に入れることを可能とする重要性の包括的基準は策定し得ないというものである<sup>7)</sup>。」

財務会計基準審議会は、例として種々の情報開示に関する1%ないし10%というガイダンスを引用し、証券取引委員会またはその他の権威ある機関が特定の限られた状況に関して重要性の定量的なガイダンスを公表していることを指摘した<sup>8)</sup>。また、財務会計基準審議会は、相反する二つの研究、すなわち、重要性の判断に関して監査人間において均一性が存在しないことを示す研究および純利益の5%ないし10%という“経験則”が広く用いられ

---

6) 例えば、レギュレーション S-X 規則 1-02(o)、レギュレーション C 規則 405、証券取引所法規則 12b-2、監査基準書集第 312.10 節～第 312.11 節、同第 317.13 節、同第 411.04 節脚注 1、同第 508.36 節、In re Kidder Peabody Securities Litigation, 10 F. Supp. 2d 398 (S.D.N.Y. 1998)、Parnes v. Gateway 2000, Inc., 122 F.3d 539 (8th Cir. 1997)、In re Westinghouse Securities Litigation, 90 F.3d 696 (3d Cir. 1996)、In the Matter of W.R. Grace & Co., Accounting and Auditing Enforcement Release No. 1140 (June 30, 1999)、In the Matter of Eugene Gaughan, Accounting and Auditing Enforcement Release No. 1141 (June 30, 1999)、In the Matter of Thomas Scanlon, Accounting and Auditing Enforcement Release No. 1142 (June 30, 1999)、In re Sensormatic Electronics Corporation, Securities Act Release No. 7518 (March 25, 1998) 参照。

7) 財務会計諸概念に関するステートメント第 2 号第 131 節。

8) 財務会計諸概念に関するステートメント第 2 号第 131 節および第 166 節。

ていることを示唆する研究も考慮に入れた<sup>9)</sup>。財務会計基準審議会はさらに、会計情報に対する市場の反応の予測のみに依拠して重要性の評価をなし得るかについても検討した<sup>10)</sup>。

財務会計基準審議会は、すべての関連する検討事項を考慮するアプローチを支持し、「重要性について判断するという困難な義務」を免除する定型的なアプローチを退けた<sup>11)</sup>。その際、財務会計基準審議会は、次のことを明らかにした。

「規模それ自体は一般的には重要性の判断の十分な根拠となり得るものではなく、当該項目の性質および判断が要求される状況の考慮が必要となる<sup>12)</sup>。」

重要性の評価は、登録者および監査人に対してすべての関連する事情の検討を要求する。スタッフは、5%を下回る不実表示について重要性が肯定され得る状況が多数存在すると考える。監査に関する文献において次のように指摘されているように、定性的要素は、定量的に小額の不実表示の重要性を肯定する理由となり得る。

「監査人が発見した比較的少額の不実表示は、重要性の判断における定量的検討および定性的検討の相互作用の結果として、財務諸表に対して重要な影響を与えるものとなり得る<sup>13)</sup>。」

財務諸表の項目の定量的に小規模の不実表示について重要性が肯定され得るかに係る検討事項には、次のものが含まれる。

---

9) 財務会計諸概念に関するステートメント第2号第167節。

10) 財務会計諸概念に関するステートメント第2号第168節～第169節。

11) 財務会計諸概念に関するステートメント第2号第170節。

12) 財務会計諸概念に関するステートメント第2号第125節。

13) 監査基準書集第312.11節。



- ・当該不実表示が正確な測定が可能である項目に起因するものであるか、あるいは見積りに起因するものであるか。後者の場合は、当該見積りに内在的な不正確性の程度<sup>14)</sup>。
- ・当該不実表示が収益またはその他のトレンドの変化を認識できないようにするものであるか。
- ・当該不実表示が当該事業体に対するアナリストの一致した予想に合致しなかったことを隠蔽するものであるか。
- ・当該不実表示が損失を利益へと変更するものであるか、あるいはその逆のものであるか。
- ・当該不実表示が登録者の経営または収益性に関して重大な役割を担うものとして表示されている登録者の事業のセグメントまたはその他の部分に関係するものであるか。
- ・当該不実表示が登録者による法的規制の遵守に影響を与えるものであるか。

---

14) この点は、財務会計諸概念に関するステートメント第2号第130節において次のように指摘されている。

「重要性の判断におけるもう一つの要素は、当該判断の対象となる項目の見積りにおいて達成可能な正確性の程度である。重要ではないと判断される乖離額は、達成可能な正確性の程度が減少するにしたがって増加し得る。例えば、買掛金は訴訟または訴訟のおそれに起因する偶発債務よりも正確に見積ることが通常は可能であるところ、買掛金に関しては重要と判断される乖離額も偶発債務に関しては非常に軽微なものとなり得る。」

本スタッフ会計広報は、会計上の見積りに関する現行法または会計に関する文献におけるガイダンスの変更を意図するものではない。例えば、Accounting Principles Board Opinion No. 20, Accounting Changes ¶¶ 10, 11, 31-33 (July 1971) 参照。

- ・当該不実表示が登録者による借入のコンベンツまたはその他の条項の遵守に影響を与えるものであるか。
- ・当該不実表示がボーナスまたはその他の形態のインセンティブ報酬の授与に係る要件の充足といった経営者の報酬の増加という効果を有するものであるか。
- ・当該不実表示が違法な取引の隠匿を伴うものであるか。

これは、定量的に小規模の不実表示の重要性に影響を与え得る事情の包括的ナリストではない<sup>15)</sup>。その他の要素の一つとして、特定の種類の情報開示に対する登録者の証券の価格の明らかな変動は、定量的に小規模の不実表示について投資者が重要なものとするかに関するガイダンスとなり得る。不実表示の発覚に対する潜在的な市場の反応を検討することは、それだけでは、ある事実が重要であるかの検討に際して依拠するには余りにも漠然としている<sup>16)</sup>。しかしながら、経営者または独立監査人が市場平均のパターンなどに基づいて既知の不実表示が重大なポジティブまたはネガティブな市場の反応を生じさせ得ると予測する場合、予測される当該反応は不実表示が重要であるかの検討において考慮に入れなければならない<sup>17)</sup>。

上述の理由により、スタッフは、登録者および財務諸表の監査人は財務

---

15) スタッフは、1998年3月に Big Five Audit Materiality Task Force が招集され、未修正の不実表示に係る監査委員会との意思疎通に関する提案を含む提言を監査基準審議会に対して行ったことを承知している。Big Five Audit Materiality Task Force, Materiality in a Financial Statement Audit — Considering Qualitative Factors When Evaluating Audit Findings (August 1998) 参照。

16) 財務会計諸概念に関するステートメント第2号第169節参照。

17) 経営者が重大な市場の反応は生じないと予測する場合であっても、不実表示は重要である可能性があり、本スタッフ会計広報において指摘した基準に拠って判断されなければならない。

諸表における小規模の意図的な不実表示（例えば、収益を“管理する”ための措置に従ったもの）であっても重要ではないと決めてかかってはならないと考える<sup>18)</sup>。経営者の意図によって不実表示が重要なものとなる訳ではないが、経営者の意図は重要性の重大な証拠となり得る。経営者が報告利益を“管理する”ために財務諸表の項目について意図的な不実表示を行った場合、当該証拠は特に説得力を有することになり得る。この場合、当該不実表示は結果としての額およびトレンドが登録者の財務諸表の利用者にとって重大となるであろうと考えてなされたものと推測されることになる<sup>19)</sup>。スタッフは、収益を“管理する”ために割合的基準を僅かに満たさない額まで収益を過大または過少に表示する経営者の実務について、一般的に投資者は重大なものとして受け止めるであろうと考える。投資者はまた、収益のすべての数字を経営者の指示した不実表示の範囲に実質的に従ったものとした会計実務を重大なものとして受け止めるであろう。

不実表示の重要性は、それが財務諸表のどのような箇所に出現したかということに依存し得る。例えば、不実表示は登録者の事業のセグメントに影響を与え得る。この場合、登録者および監査人は、全体としての財務諸表に対する不実表示の重要性の評価に際して、当該不実表示の規模だけでなく、全体としての財務諸表に対するセグメント情報の重大性も検討しなければならない<sup>20)</sup>。「当該事業体の将来の収益性に関して重大な役割を担うであろうと経営者が説明した比較的小規模のセグメントの収益または営業利益の不実表示<sup>21)</sup>」は、特に重大なセグメントであると経営者が同定し

---

18) 本スタッフ会計広報において用いている通り、意図的な収益の管理および意図的な不実表示は、通常の事業の過程のシステムまたは反復プロセスにおいて生じ得る重大ではない誤謬または省略を含むものではない。後掲の脚注 38 および脚注 50 参照。

19) 重要性の評価は、期末のみならず、四半期または半期における財務諸表の作成に際しても行わなければならない。例えば、In the Matter of Venator Group, Inc., Accounting and Auditing Enforcement Release No. 1049 (June 29, 1998) 参照。

20) 例えば、In the Matter of W.R. Grace & Co., Accounting and Auditing Enforcement Release No. 1140 (June 30, 1999) 参照。

21) 監査基準書集第 326.33 節。

なかったセグメントに関する不実表示よりも、投資者に対して重要なものとなる可能性が高い。セグメント情報に関する不実表示の重要性の評価に関しては、一般的な重要性の評価と同様に、次のことが指摘されている。

「全体としての財務諸表との関係では定量的に重要ではないと監査人が評価したセグメント情報に関する事柄について、定性的に重要性が肯定されるという結論を同監査人が下すことは実務上あり得ることである<sup>22)</sup>。」

### 不実表示の総計および相殺

登録者および財務諸表の監査人は、複数の不実表示が財務諸表の重要な不実表示を生じさせるかの判断において、個々の不実表示を単独で検討しなければならない<sup>23)</sup>。登録者および監査人は、定量的要素および定性的要素を踏まえて不実表示を評価しなければならない<sup>24)</sup>。この点に関しては、次の検討が要求される。

22) 監査基準書集第 326.33 節。

23) 監査に関する文献は、次のように指摘している。

「重要性という概念は、一般に認められた会計原則に準拠した財務諸表の適正な表示のためには一定の事柄が単独でまたは総計として重大であることを認識するものである。」監査基準書集第 312.03 節。監査基準書集第 312.04 節も参照。

24) 監査基準書集第 312.34 節。定量的な重要性の評価は、多くの場合、修正と財務諸表における収益、粗利益、税引前利益、純利益、総資産、株主持分または個々の勘定科目を比較することによってなされる。財務諸表の特定の項目が重要性の判断の根拠として考慮されるかは、実行すべきものとして提案されている修正および本スタッフ会計広報において指摘した要素を含むその他の要素に依存することになる。例えば、税引前利益または純利益との関係では重要ではない棚卸資産の修正は、流動比率に影響を与え得るため、あるいは借入のコンベンツの登録者による違反を発生させ得るため、財務諸表との関係では重要となり得る。

「特定の事業体に対する項目の重大性（例えば、製造会社における棚卸資産）、当該不実表示の広範性（例えば、財務諸表の多数の項目の表示に影響を与えるものであるか）および全体としての財務諸表に対する当該不実表示の影響<sup>25)</sup>」

登録者および監査人は、その他の不実表示と組み合わさった場合の影響に関わらず、まず、個々の不実表示が重要であるかを検討しなければならない。監査基準書集によれば、かかる分析においては、“個々の額”の不実表示が全体としての財務諸表に重要な不実表示を生じさせるかを検討しなければならないとされている。かかる分析においては、一般的な重要性の判断と同様に、定量的要素および定性的要素の双方の検討が要求される。

個々の額の不実表示が全体としての財務諸表に重要な不実表示を生じさせる場合、当該影響は、財務諸表のその他の項目に対する当該不実表示の影響を減殺する効果を有するその他の不実表示によっては解消されない。分かり易い例を挙げれば、登録者の収益が財務諸表の重要な項目であり、かつ、収益の重要な過大表示がなされている場合、当該不実表示の利益に対する影響が費用の同額の過大表示によって完全に相殺されるとしても、全体としての財務諸表は重要な誤導性を有するものとなる。

個々の額の不実表示が全体としての財務諸表に重要な不実表示を生じさせないとしても、当該不実表示は、その他の不実表示と組み合わさることにより、全体としての財務諸表に重要な誤導性を生じさせ得る。したがって、登録者および財務諸表の監査人は、小計または合計に対する当該不実表示の影響を検討しなければならない。監査人は、各小計または各合計に影響を与えるすべての不実表示を総計しなければならず、また登録者の全体としての財務諸表に重要な誤導性を生じさせるという形で総計としての

---

25) 監査基準書集第 508.36 節。

不実表示が小計または合計に影響を与えるかを検討しなければならない<sup>26)</sup>。

スタッフは、小計または合計に対する複数の不実表示の総計的な影響の検討において、見積額の不実表示と正確な測定が可能な項目の不実表示を相殺するかを判断するにあたり、あるいは相殺することが妥当であるかを判断するにあたり、登録者および財務諸表の監査人は特別な注意を払うべきであると考えられる。上述の通り、重要性の評価は、決して単なる機械的作業ではない。すなわち、見積りに内在的な不正確性に鑑みれば、見積りが関わる不実表示と見積りが関与しない不実表示の総計には対応する不正確性が定義上存在する。

登録者および監査人は、過年度の不実表示の当期の財務諸表に対する影響についても検討しなければならない。例えば、監査に関する文献は次のように指摘している。

「監査人が提案したが事業体が復誦しなかった修正の根底にある事柄は、当期の財務諸表との関係では当該修正は重要ではないという結論を当該監査人が下した場合であっても、将来の財務諸表に重要な不実表示を生じさせ得る<sup>27)</sup>。」

このことは、重要ではない不実表示が数年に亘って繰り返され、その累積的な影響が当期において重要となるという場合に特に問題となり得る。

## 2. 意図的な重要ではない不実表示 [訳者注：省略]

---

26) 監査基準書集第 312.34 節。

27) 監査基準書集第 380.09 節。

## 概 評

本スタッフ会計広報は、現行法または会計に関する文献もしくは監査に関する文献におけるガイダンスの変更を意図するものではない<sup>50)</sup>。本スタッフ会計広報および権威ある会計に関する文献は、将来生じ得る新規または複雑な事業取引または事象のすべてを具体的に取り上げることはできない。したがって、登録者は、類似の状況またはその他の要素の類推に基づいて、そのような取引または事象について説明および情報開示を行うことになる。しかしながら、スタッフは、登録者の判断が当該状況において最も適切であると常に確信する訳ではない。取引または事象の報告後に見解の相違が生じた場合、かかる事態は、登録者、監査人、そして何よりも、類似の取引または事象について一貫性のある会計および報告ならびに情報開示を期待する権利を有する財務諸表の利用者にとって深刻なものとなり得る。したがって、スタッフは、既存の会計基準では具体的に取上げられていない取引または事象に関する会計処理または情報開示の案についてスタッフと適時に議論することを推奨する。

50) 財務会計基準審議会の討議資料である Criteria for Determining Materiality は、次のように述べている。

財務会計プロセスおよび財務報告プロセスは、「重大ではない事柄の検討のために会計のプロセスにおいて多くの時間が費やされ得る。……財務情報の表示が適時に経済的に準備されるべきであり、また財務情報が簡潔かつ理解容易な形で表示されるべきであるならば、重要性の概念は極めて重大となる」ということを考慮するものである。

本スタッフ会計広報は、事務的な誤謬または買掛金請求明細書の紛失に係る修正といった通常繰り返しされる決算作業から生じる単独または総計としての重大ではない誤謬または省略に起因する不実表示について、当該誤謬が監査の過程で発見され経営者に伝達された場合であっても、訂正を必ず行うことを求めるものではない。経営者および監査人には、当該不実表示が重要なものであるか、外国腐敗慣行防止法の遵守のために当該不実表示の訂正が必要であるか、または当該不実表示が証券取引所法 10A 条の手続を惹起するものであるかの判断に際して、本スタッフ会計広報の別の箇所において指摘した種々の要素の検討が要求される。本スタッフ会計広報は現行法または会計に関する文献もしくは監査に関する文献におけるガイダンスを変更するものではないため、本スタッフ会計広報において指摘した原則の遵守は記録管理または財務諸表の監査に伴う費用の増加を齎すものではない。

\*本資料は、科学研究費補助金・若手（B） [研究課題番号：26780069]  
による研究成果の一部である。